

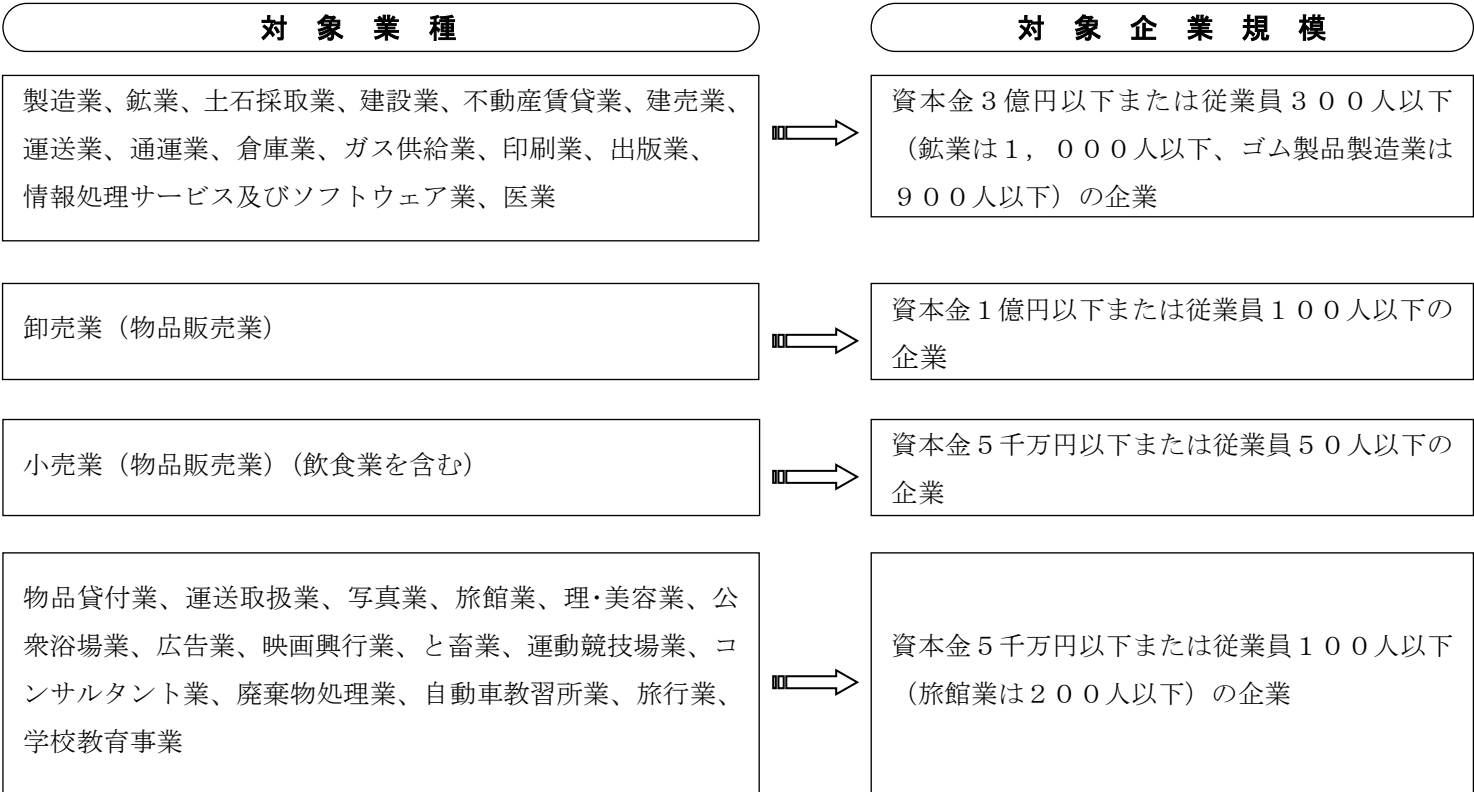
松山市中小企業資金融資制度

◆松山市中小企業資金融資制度とは

松山市中小企業資金融資制度は、松山市が融資制度の運用資金を指定金融機関に預託するとともに、愛媛県信用保証協会が信用保証を行うということによって運用されているもので、松山市と愛媛県信用保証協会並びに指定金融機関の三者の相互協力により、松山市内の中小企業者の経営の安定及び設備の近代化に必要な資金の融通を円滑にし、もって中小企業の振興を図ることを目的に設けられた制度です。

ご利用いただける方（主な要件）

1. 市内に住所を有する個人企業又は市内に本店を有する法人であること。
2. 原則として6ヵ月以上同一事業を営んでいること。ただし振興資金において、特定創業支援事業の修了認定を受けた者についてはこの限りではない。
3. 原則として既に納期を経過した分の市税を完納していること。
4. 中小企業信用保険法第2条第1項第1号、第2号又は第5号に定める中小企業者であって、信用保証協会の保証対象業種であること。
5. 保証協会が代位弁済中（連帯保証人の場合も含む）若しくは金融機関の取引停止処分中でないこと。
6. 経営安定化資金については中小企業信用保険法第2条第5項に規定する特定中小企業者の認定を受けていることとし、振興資金との合計融資残高が1,000万円以内とする。



融 資 制 度 一 覧

制度名	資金使途	融資限度額	融資期間	年利率	返済方法	保証料率	保証人及び担保	申込先
中小企業振興 資金融資制度	運 転 資 金 設 備 資 金	1企業につき 500万円以内	5年以内	年 利 1.50 %	2ヶ月以内据置 月賦均等償還	市が全額を負担します。 0.45～1.66%	特例として、令和2年4月9日から令和3年3月31日までの融資実行分については、貸付金1,000万円までの保証料を市が負担します。 《5制度共通》 連帯保証人 個人 原則として不要 法人 原則として代表者のみ 担保 必要と認めた場合は担保徴求する。	伊 予 銀 行 愛 媛 銀 行 愛媛信用金庫 (市内及び市内近隣店舗)
中 小 企 業 経 営 安 定 化 資金融資制度	運 転 資 金	1企業につき 1,000万円以内	7年以内	年 利 (下記以外) 1.45 % (5,7,8号) 1.50 %	12ヶ月以内据置 月賦均等償還	貸付金500万円までの保証料を市が負担します。 0.8%（下記以外） 0.7%（5,7,8号）		
中 小 企 業 設 備 近 代 化 資金融資制度	設 備 資 金	1企業につき 1,000万円以内	7年以内	年 利 1.50 %	6ヶ月以内据置 月賦均等償還	貸付金500万円までの保証料を市が負担します。 0.45～1.66%		
中小企業短期 資金融資制度	運 転 資 金	1企業につき 300万円以内	5ヵ月以内	年 利 1.30 %	原則として 分割償還	市が全額を負担します。 0.45～1.66%		

※融資利率は、金融情勢により変動することがありますので、申込時に確認してください。

融資申込提出書類チェックリスト

チェック欄	必 要 書 類	個 人 の 場 合	法 人 の 場 合
	資金融資申込書	1 式	1 式
	特定創業支援事業の修了証明（＊注１） （事業継続 6 カ月以内の事業者が振興資金を申し込む場合）	1 通	1 通
	特定中小企業者の認定書（＊注２） （経営安定化資金を申し込む場合）	1 通	1 通
	市税の完納証明書（＊注３） （ただし市税滞納無く完納証明書が出ない場合は下記書類） 法人：・代表者の完納証明書 ・法人の設立・設置に関する申告書（控）の写し。 個人：非課税証明書	1 通	1 通
	決算書（＊注４）		1 通
	合計残高試算表（＊注５）		1 通
	確定申告書の写し（＊注６）	1 通	
	参 考 資 料	1 通	
	定款の写し（＊注７）		1 通
	商業登記簿謄本の写し（＊注８）		1 通
	宣 誓 書	飲食業のみ	飲食業のみ
	手持工事一覧表	建設業のみ	建設業のみ
	許認可書等の写し	許認可等を必要とする業種	許認可等を必要とする業種
	信用保証協会提出資料一式（＊注９）	1 通	1 通

資金用途が設備資金の場合（追加資料）

	見積書の写し	1 通	1 通
	賃貸借契約書の写し、および改装承諾書（＊注１０）	1 通	1 通

備考

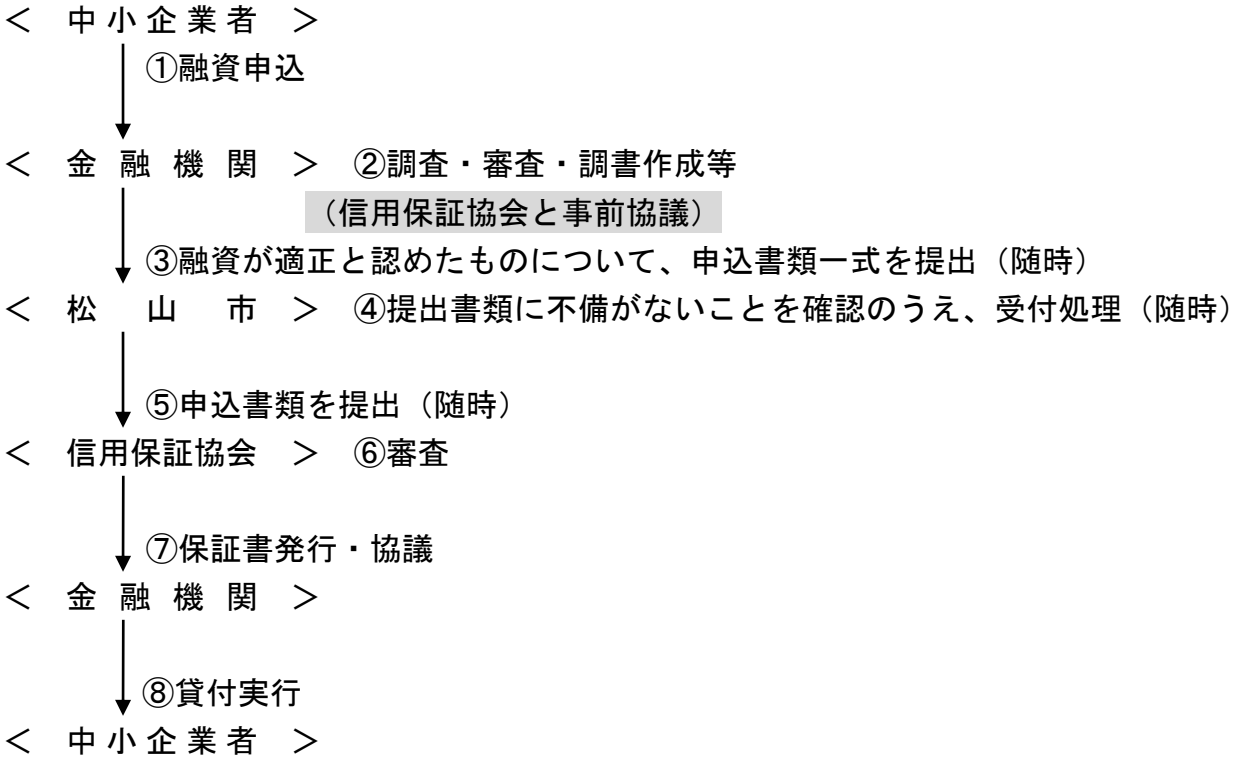
- （＊注１）松山市創業支援事業計画に定める特定創業支援事業の修了認定証明を添付してください。
- （地域経済課で事前に交付を受けてください。）
- （＊注２）中小企業信用保険法第 2 条第 5 項各号に定める特定中小企業者の認定書で有効期間内のものを添付してください。（地域経済課で事前に交付を受けてください。）
- （＊注３）市役所本館 2 階納税課で発行。個人のみ支所でも発行可。（発行から 1 ヶ月以内）
- （＊注４）勘定科目内訳書、固定資産減価償却費明細書を添付してください。3 期分必要です。（保証協会に持込済みの場合はなくてよい。）
- （＊注５）決算後 6 ヶ月以上経過の場合は、必ず添付してください。
- （＊注６）付属計算書（損益計算書、貸借対照表等）の添付要。2 期分必要です。（保証協会に持込済みの場合はなくてよい。）
- （＊注７）（保証協会に持込済みの場合はなくてよい。）
- （＊注８）発行日から 3 ヶ月以内のもの。（保証協会に持込済みの場合はなくてよい。）
- （＊注９）個人情報保護法に基づき（平成 1 7 年 4 月 1 日以降）、連帯保証人の分を必ず添付してください。個人の場合は申込人の分も必要です。また、申込人及び連帯保証人の印鑑証明書の写し（発行日から 3 ヶ月以内のもの）を添付してください。
- （＊注 1 0）賃貸物件において設備工事を行う場合は、必ず添付してください。
- その他、上記以外にも添付書類が必要な場合があります。

中小企業融資制度

ご 案 内

松 山 市

＜申込から融資実行まで＞



《お問い合わせ先》

松山市産業経済部 地域経済課

〒790-8571
松山市二番町4丁目7-2
TEL (089) 948-6783
FAX (089) 934-1844
E-mail chiikikeizai@city.matsuyama.ehime.jp